

出産・子育て応援ギフトに関するQ&A

Q 申請から受け取りまで、どのくらいかかりますか。

A 申請書を受理後、1か月半程度で指定の口座への振り込み又は子育て支援専用 QUO カード Pay をお届けします。

Q 双子を妊娠しました。出産応援ギフトで 10 万円、子育て応援ギフトで 10 万円を受け取ることができるのでしょうか。

A 出産応援ギフトは、多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。
子育て応援ギフトはお子さま 1 人あたり5万円の支給となります。

Q 出産応援ギフトまたは子育て応援ギフトの申請は、代理人でも可能でしょうか。

A 出産応援ギフトおよび子育て応援ギフトは、対象者本人のみが申請できます。

Q 流産・死産となりました。出産応援ギフトの支給を受けることはできますか。

A 出産応援ギフトの対象となります。

Q 佐渡市に住民票がありますが、里帰り先で産婦訪問を受けた場合は、佐渡市と里帰り先市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか。

A 住民票がある佐渡市へ申請してください。

Q DV(ドメスティックバイオレンス)などにより、やむを得ず、住民票を基の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合は、住民票のある市町村と避難先市町村のどちらへ申請をすればよいですか。

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

Q 佐渡市で面談を受けた後に、応援金の申請をしないまま他の市町村へ転出しました。この場合でも応援ギフトは受け取れますか。

A 転出先の市町村で面談を受けていただければ、転出先の市町村で申請することが可能です。